

多文化共生のまちづくり促進事業 FAQ

No.	項 目	質問内容	回 答
1	クリア通知	①地域国際化協会には通知が行っているのか。 ②市町村分に係る県の役割は、管内市町村への通知のみでよいか。	①都道府県、政令市、地域国際化協会に一斉送付しています。 ②お見込みのとおりです。
2	申請方法	県が市町村の申請を取りまとめる必要はあるか。	必要ありません。
3	申請方法	団体のうち、複数の課から申請を希望してよいか。 可能な場合、 ①取りまとめ課を設けず、各課から直接申請してよいか。 ②申請時の助成額は、合計額が上限額を超えてもよいか。	①各課から直接申請して構いません。 ②複数課から申請する場合は、助成申請額が合計で上限額を超えても構いません。ただし、仮に複数事業が採択されたとしても、1団体における助成額の合計が要綱に定める上限額を超えることはありません。その場合は、上限額以内での決定となりますので、団体の方で財源配分を調整のうえ、経費内訳書を再提出していただきます。
4	申請方法	複数の課から申請する場合、様式第1号の担当者欄は担当課でよいのか。 それとも取りまとめ部局がよいか。	当協会より事業内容や経費などについて確認のため連絡をする場合があるため、様式第1号は担当課をご記載ください。なお、提出については、担当課からでも、取りまとめ部局からの申請でも構いません。
5	申請方法	見積書は必ず2者以上必要か。	以下に該当する場合は1者の見積書でも可とします。 ・特定の事業者しか取り扱っていないもの(ただし、理由書を添付してください) ・条例等団体の規定で金額が決まっているもの(規定の写しを添付してください) なお、旅費及び消耗品については見積書は不要です。
6	申請方法	1年目は教育、2年目は防災など複数年度で事業を展開したい。 複数年度での申請は可能か。	数年に渡って継続する事業であっても、申請は単年度ごとにしていただく必要があります。 事業計画書に、参考として今後の事業展開を記載してください。
7	助成対象	地域国際化協会とは何か。	都道府県と指定都市に設置された国際交流協会と、総務省から認定されている団体のことです。以下のページ参考にしてください。 http://www.clair.or.jp/i/multiculture/association/rilea.html
8	助成対象	第3条の助成対象事業に「(5)居住・生活支援事業」とあるが、具体的にどのようなものがこれに当たるか。	外国人住民向けの住みよい地域づくり、社会保障制度の説明会など、住民の生活支援を目的とした事業を指します。なお行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費(生活ガイドブック等)については、総務省の「地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置」の優先的な活用をご検討ください。
9	助成対象	要綱第5条第2項で「助成金の下限額は50万円とする」とあるが、これは助成額が50万円未満の事業は申請不可ということか。	お見込みのとおりです。ある程度の規模をもった事業を対象としているため、このような下限額を設けております。
10	助成対象	他の事業と併せて50万円以上の事業費となれば、助成対象となるのか。	ある程度関連性のある事業を助成対象としており、独立した個々の事業を一つの事業として申請された場合(例:10万円×5事業)は対象外となりますので、ご注意ください。
11	助成対象	多文化共生マネージャー(通称:タブマネ)とはどのような人材か。	当協会では、地域における多文化共生を推進するための専門研修の履修など、当協会が指定する条件を満たした方を「多文化共生マネージャー」として認定しています。以下のページを参考にしてください。 http://www.clair.or.jp/i/multiculture/iam/tabumane.html
12	助成対象	3年前に作成した防災ガイドブックを改定したい。助成対象となるか。	既存の事業であっても、新たな工夫を盛り込むなど、発展性やレベルアップを図るものであれば対象となります。
13	助成対象	事業実施前の事前調査や意識調査は、助成対象となるか。	多文化共生事業として、実施事業の基礎とするために必要なものであれば、助成対象となります。
14	助成対象	NPO法人が申請を希望する場合の要件となる、「地方公共団体又は地域国際化協会と共同で実施する事業」にはどのような方法があるか。	委託契約の締結や実行委員会の設立などが考えられます。
15	助成対象	要綱第4条第2項(2)で他用途に転用可能な備品整備等は助成対象外とされているが、翻訳アプリの導入などは助成対象か。	他の用途に転用可能なものは、助成対象となりません。
16	助成対象	オンライン会議システムなどのサブスクリプション型サービスの購入は助成対象となるか。	他の用途に転用可能なものは、助成対象となりません。
17	助成対象	要綱第4条第2項(4)で経常的経費は助成対象外となっているが、事業に要する人件費は助成対象となるか。	助成対象となりません。 ただし当該事業に従事するために雇用された方の人件費は、対象となります。

多文化共生のまちづくり促進事業 FAQ

No.	項 目	質問内容	回 答
18	助成対象	旅費は事業総額と助成申請額(助成金の額)のどちらの2割以内か。	助成申請額(助成金の額)の2割以内です。
19	助成対象	食糧費の範囲はどの程度か。	事業に要する必要最低限の経費とし、地域めぐりなどで購入する飲食物は助成対象となりません。
20	助成対象	外国人住民と日本人住民の親睦交流会は助成対象となるか。	助成対象となります。交流会開催にとどまらず、意識啓発や外国人住民の社会参画など、今後の多文化共生事業に寄与する内容であることが望ましいです。
21	助成対象	委託契約する場合も助成対象となるか。	要綱第3条の事業であれば対象となり、申請団体と委託先の分担が明確であれば助成対象となります。ただし、補助金や負担金として外部団体等に交付して事業を実施することは、要綱第4条第2項(1)にあるとおり助成対象となりません。
22	助成対象	有識者に対する謝金単価の基準はあるか。	申請団体で定める謝金基準等に基づいて申請すれば問題ありません。ただし、交付額の決定する際は、当協会の基準に照らして査定する場合があります。
23	助成対象	継続事業であっても申請可能か。	事業を継続することにより大きな効果を見込めるものについては申請可能です(継続限度は3年)。 継続事業の場合は、事業範囲・対象を拡大することで、どのような効果が現れるかを新たな計画に盛り込むようにしてください。 なお、原則として過年度と内容が同じものについては助成金対象外となります。
24	助成対象	災害時多言語支援センター運営訓練、申請団体の職員向け研修等は助成対象となるか。	助成対象外となります。
25	変更承認	要綱第9条別表第2によると、「事業遂行の上で必要な過程を省略するもの又は遂行手段若しくは方法を大幅に変更するもの」は変更承認が必要とのことだが、「大幅」のレベルはどれくらいか。	「大幅な変更」とは、事業の中核部分に関わる変更を指します。たとえば、事業の中核部分や全部委託に係る変更があった場合、また、一部事業の中止によって全体の遂行手段が変わる場合や、当初計画になかった新たな手段を取り入れる場合が該当します。 一方、「軽微な変更」とは、以下の通りです。 上記以外で、かつ助成が決定した額の2割以内の変更(ただし、300千円を超える変更を除く。)
26	実績報告	事業終了期限及び実績報告期限は共に2月末日なのか。	細則第4条により、事業終了、支払い完了、請求書などの根拠資料を添付した実績報告書の提出を以下の通りとしております。 ・事業完了が4～9月 ⇒ 報告書提出期限:10月15日 ・事業完了が10～12月 ⇒ 報告書提出期限:1月15日 ・事業完了が1～2月 ⇒ 報告書提出期限:2月末日 ※「2月末」は事業の実施期間ではなく、それまでに事業が終了し、かつ実績報告書を提出する期限であることにご留意ください。
27	その他	各団体より申請のあった事業は、どのように審査されて採択・不採択を決定するのか。	外部アドバイザー(有識者)に依頼し、クレアと合同で審査会を実施し、決定しております。
28	その他	採択された場合、助成金額は申請額と同額か。それとも減額される場合もあるのか。	審査結果によっては、申請時より助成金額が減額または交付に一部条件を附す、あるいはその両方となる場合がありますので、予めご注意ください。 また、予算の都合等により申請額が満額交付されない場合があります。
29	その他	採択率(不採択件数)はどれくらいか。	公表しておりません。